

郡山市道路境界証明事務要領

平成19年1月17日制定

平成19年4月1日施行

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

[郡山市建設交通部道路維持課]

1 申請に当たって

過去に郡山市道路境界確定・復元要綱を用いて境界立会を行い、郡山市が境界同意した土地に限ります。

申請するには以下の事項を原則満たしていなければなりません。

- (1) 境界同意時の境界標が全て現存し、移動していないこと。
- (2) 分筆などがなく、市道等の境界線が同意時から変化していないこと。

2 申請人

- (1) 証明書交付申請をするには、次の要件を具備しなければなりません。

ア 行為能力を有する者。

行為能力とは法律行為をすることができることを表し、その能力を持つ者とします。

イ 申請土地の所有権を有している者又は申請土地の所有者からの委任を受けた者

- (2) 申請土地の所有権が個人でない場合

法人、団体等であれば代表者です。ただし、それらが解散又は倒産した場合は清算人又は破産管財人とします。

- (3) 申請土地の所有者が複数存在する場合

土地所有者全員が申請する必要があります。又は、共有者間で境界同意の権限を委任した場合は代表者（第9号様式）を申請人とします。ただし、マンション等の土地など複数所有者が存在し、所有者全員の申請が困難する場合は、管理組合等の規約に基づき定められた人が申請人とします。

- (4) 申請土地の所有者が死亡していた場合

相続権を有する人全員が申請人となります。又は相続人間で境界同意の権限を委任した場合は代表者（第9号様式）を申請人とします。

- (5) 官公庁及び特殊法人にあっては、法令、定款又は寄付行為等の定める者若しくは当該事業の代表者とします。

3 申請添付書類

申請書は境界証明交付申請書（第7号様式）に必要事項を記載のうえ、以下の書類（指定があれば指定の様式）を添付してください。

- (1) 位置図

位置図は、現地周辺の詳細図（1，500分の1程度）とし、申請地を明示し申請地付近の目標となるものを詳細に記載してあるものとします。

- (2) 土地登記事項証明書（又は要約書）

申請人と登記されている土地所有者が異なる場合は、譲渡契約書等、所有権者であることを証する書類を別途添付する必要があります。

土地登記事項証明書（又は要約書）は申請より6ヶ月以内に証明交付されたものに限り、なお、要約書の場合は取得日を記入の上、取得者が記名押印してください。

(3) 委任状、実務取扱者選任書、代表者委任状、全権委任状（第2、3、9、10号様式）

ア 申請土地所有者から、境界同意に関して委任された者がいる場合は、添付してください。

イ 申請土地の証明書交付までの実務を委任された者がいる場合は、実務取扱者選任書を添付してください。

ウ 土地共有者からの代表者として委任を受けた者がいる場合は、代表者委任状を添付してください。

エ ア、イの内容について委任を受けた者がいる場合は、全権委任状を添付してください。

これらは申請土地所有者の記名又は署名押印されたものに限り、

(4) 法務局備付公図の写し

大きさはA3以上とし、申請地を中心に縮尺を変えずに複写してください。方位、縮尺、複写者名及び複写年月日を記載してください。

証明申請箇所を朱色に着色してください。

申請土地の隣接及び対面側が別の図になる場合は、その公図も添付してください。また、その場合は、参考として合成図を作成し添付してください。公図は6ヶ月以内に複写されたものに限り、

(5) 境界証明書

境界証明交付を受ける部数に郡山市提出用1部を加算して提出してください。

交付を受けようとする境界証明書の関係土地所有者の印は境界証明を申請する日より1年以内に押印されたものに限り、

なお、郡山市提出用については複写不可とします。

境界証明書の大きさはA3以上とし、以下の事項を記載押印したものです。

ア 方位及び縮尺

イ 申請土地、関係土地の所在、地番、同意年月日、氏名、印

ウ 申請土地、関係土地の境界線（各境界点の位置、境界標の種別及び管理番号並びに隣接境界点間の距離を表示したもの）

- エ 各境界点の位置、座標値（境界復元に使用できるもの）
- オ 各測量基準点の位置、座標値（境界復元に使用できるもの）
- カ 明確な地形を表す構造物の表示と座標値（境界復元に使用できるもの）
ただし、山中など周囲に構造物が存在しない場合は必要ありません。
- キ 境界立会申請受付番号、測量実施年月日並びに測量者氏名、作成者氏名及び印
- ク 市道等の幅員（必要な場合）とその値
- ケ 目的別記載事項
 - (ア) 分筆の場合
分筆後の予定地積図を証明図面に記載又は添付してください。
 - (イ) 合筆の場合
合筆後の予定地積図を証明図面に記載又は添付してください。
 - (ウ) 筆界未定解消の場合
解消後の予定地積図を証明図面に記載又は添付してください。
 - (エ) 地積更正の場合
地積更正前後面積を証明図面に記載又は添付してください。
 - (オ) 地図訂正の場合
地図訂正前後図面を証明図面に記載又は添付してください。

3 手数料

部数、筆数につき250円です。複数部、複数筆であれば乗算して算出します。
(提出例 3筆×4部×250円=3,000円)
なお、一度納入いただいた手数料は払戻しできません。

4 境界証明書交付

証明書の交付が可能になり次第、担当係員より連絡します。
手数料は交付時に納入通知書で発行しますので銀行等で納付してください。
交付時に書類受取の押印又は署名をいただきます。

5 その他

不明な点については、係員にお尋ねください。

郡山市建設交通部
道路維持課 行政係
TEL : 024-924-2301